

# 平成31年度 予算要望 件名一覧

## 神奈川県への要望

1. 健康サポート薬局の県民への広報について
2. 薬物乱用防止啓発事業における負担及び補助金の充実について
3. 国保の審査委員について
4. 学校薬剤師の報酬について
5. 医療用麻薬の廃棄手続きの保健所への移管について
6. 在宅医療における緊急訪問薬剤管理指導対応車両の取り扱いについて

## 国への要望

1. オンライン服薬指導の危険性について
2. 社会保険診療報酬支払基金の審査委員数の適正化について
3. 敷地内薬局の開設許可について
4. 保険調剤における控除対象外消費税の扱いについて
5. 薬剤師法・医師法の法整備について

平成30年12月14日

神奈川県薬剤師連盟  
会長 川田 哲 様  
公益社団法人 神奈川県薬剤師会  
会長 鶴飼 典男 様

## 神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおける県からの回答を別紙のとおりお送りさせていただきますので、ご確認下さい。

県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点多々ございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会 医療・福祉グループ  
グループ長 敷田 博昭  
事務局長 原 聡祐  
委員 小川 久仁子  
委員 細谷 政幸  
委員 高橋 栄一郎  
委員 神倉 寛明  
委員 田村 雄介  
委員 綱嶋 洋一

## 回答様式

NO.	08-001	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
-----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	健康サポート薬局の県民への広報について
要望 要旨	健康サポート薬局の役割や県内の一覧を県民に提供するなど、県民に健康サポート薬局制度の周知を要望する。
<p>県は、県民に健康サポート薬局の制度を正しく理解し、積極的に利用していただけるよう、「健康サポート薬局ホームページ」において、健康サポート薬局の基準や役割を紹介するとともに、県内全ての薬局が登録されている「かながわ医療情報検索サービス」において、キーワードや所在地などにより健康サポート薬局の届出を行っている薬局を検索することができるようにしております。</p> <p>御要望の趣旨は、これらのサイトを改善することで対応できると考えられますので、今後、検討してまいります。</p> <p>また、「健康サポート薬局ホームページ」に最新情報を掲載するとともに、県のたよりなどを活用し健康サポート薬局の周知を推進してまいります。</p> <p>さらに、保健福祉事務所による助言や定期的な立入検査などにより、健康サポート薬局の質の維持に努めてまいります。</p>	

## 回答様式

NO	08-002	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	薬物乱用防止啓発事業における負担及び補助金の充実について
要望 要旨	神奈川県薬剤師会が実施する薬物乱用防止活動の充実を図るため、新たな助成制度の創設と予算措置を要望する。

薬物が人体に与える影響など専門的な知識を有する薬剤師が、小学校・中学校・高等学校等において、薬物乱用防止教室の講師として啓発を行っていただくことは大変有意義なことと認識しております。

ご要望いただきました薬物乱用防止事業の新たな助成制度の創設につきましては、厳しい財政状況の下では困難ではありますが、県では県薬剤師会と連携し、年間100箇所の学校で、薬物乱用防止の啓発を行う事業を実施しており、同会ではそれ以上に実施していただいている実態があることから、引き続きご協力をいただけるよう、既存事業の中で工夫をするなど検討してまいります。

また、薬物乱用防止啓発活動については、県薬剤師会会長が会長を務めている「薬物クリーンかながわ推進会議」において、様々な団体と緊密な連携を図り、効果的な啓発活動を行っていますが、今後も薬物乱用防止キャンペーンにおける啓発資材の提供など、できる限り協力していきたいと考えています。

## 回答様式

NO	08-003	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	国保の審査委員について
要望 要旨	<p>現在国保の審査会は医科と歯科の部会に分かれており、調剤の審査委員は医科のなかの調剤班に分類されている。</p> <p>支払基金においては、医科、歯科、調剤の部会に分類されている。分業率が70%を超えた現在、調剤の審査が、医科の部会に入っているのはいささかいびつな形であると言わざるを得ない。</p> <p>是非とも調剤の審査も独立した部会にしていただきたい。</p>
<p>調剤の審査部会に関する要望については、審査委員会を運営しております県国民健康保険団体連合会に要望の趣旨を伝えてまいります。</p>	

## 回答様式

NO	08-004	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	教育局
----	--------	----------	-----------	----	-----

件名	学校薬剤師の報酬について
要望 要旨	<p>学校薬剤師は、学校保健安全法により定められた学校環境衛生基準に基づき、検査・助言を行っている。これは、全国一律のものである。</p> <p>しかしながら、学校薬剤師の報酬には差異が生じており、場合によっては検査の際に個人負担を強いられることもある。今後とも、法令遵守の観点から円滑に環境検査を行えるよう、報酬の再考をお願いしたい。</p>
	<p>報酬単価は、当初、地方交付税単価を基に一定の金額が算定され、その後各年における県給与改定を反映させることにより、当該年度の報酬単価を定めています。</p> <p>また、学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場における定期検査につきましても、実態把握に努めてまいります。</p>

## 回答様式

NO	08-005	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	健康医療局
----	--------	----------	-----------	----	-------

件名	医療用麻薬の廃棄手続きの保健所への移管について
----	-------------------------

要望 要旨	医療用麻薬の廃棄手続きを各地域の保健所で行えるように要望する。
----------	---------------------------------

医療用麻薬の廃棄手続きは、県の所管区域内にある薬局等においては、県保健福祉事務所（センター）で行えますが、保健所設置市の所管区域にある薬局等においては、市に事務処理の権限が移譲されていないため、県庁で行う必要があります。

医療用麻薬の廃棄手続きのために、県庁まで麻薬を御持参いただく場合は、特に遠方の薬局等の方々の負担が大きいと認識しております。そのため、県と保健所設置市の担当者による検討会において、麻薬廃棄手続きや他に移譲可能な事務の範囲や業務量、市の受入れ体制などを含めて検討を行っておりますが、併せて麻薬廃棄の事務手続きについて、できるだけ身近な場所に対応する方法等について、検討してまいります。

## 回答様式

NO	08-006	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	警察本部
----	--------	----------	-----------	----	------

件名	在宅医療における緊急訪問薬剤管理指導対応車両の取り扱いについて
要望 要 旨	<p>その重要性や公共性を鑑み、医師による緊急診療においては道路交通法第4条第2項及び神奈川県道路交通法施行細則等を根拠とし、公安委員会が行う駐車禁止除外の対象となっている。</p> <p>医師の緊急往診後には多くの場合緊急的な薬剤処方が発生し、薬剤師へ緊急訪問薬剤管理指導の指示が発生する。これに対応する薬剤師による緊急訪問薬剤管理指導は医師による緊急往診同様に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対する用務であると考えられる。</p> <p>緊急往診医師からの指示による予定外の緊急訪問薬剤管理指導に対して公安委員会の行う駐車禁止除外適合化をあらためて強く要望する。</p> <p>なお、緊急時以外の運用による違法駐車を誘引することが危惧され当該要望実現の障害となる様であれば、駐車禁止除外の要件として駐車後一両日中の事後報告書を管轄警察署交通課に提出する事等の制限措置を合わせてご検討されたい。</p>
	<p>公安委員会が行う駐車禁止の規制から除外される車両は、公共性が極めて高く、緊急、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な緊急自動車のほか、身体障害者等で歩行が困難な方が使用中の車両を除外対象としております。よって、御要望の薬剤師の訪問薬剤管理指導で使用する車両は、対象となっていないのが現状です。</p> <p>また、要望のありました医師の緊急往診後の薬剤師による処方薬剤の管理指導については、医師の緊急診療における診療機器の搬送などのように車を使用しなければ当該用務を済ませることができないという観点で、駐車禁止除外対象とすることができません。</p> <p>しかしながら、警察署長の行う駐車許可については、「特定の用務に限定することなく、駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性和駐車規制の必要性を比較衡量して前者が後者を上回る時に許可する」こととしており、対象の用務を限定しておりません。</p> <p>したがいまして、薬剤師が使用する車両については、駐車許可制度の対象となり、駐車せざるを得ない特別な事情を勘案して、駐車可能な場所の有無、駐車すべき道路状況等を総合的に審査して対応をしているところです。</p> <p>さらに駐車禁止除外の要件として、駐車をする位置を管轄する警察署長に一両日中に事後報告を行って対応するという要望については、駐車禁止除外指定車の申請又は駐車許可申請とも、事前の申請に基づくものであり、事後の報告を求めるものではありませんので、御理解ください。</p>



平成30年12月21日

神奈川県薬剤師連盟

会長 川田 哲 様

自由民主党神奈川県支部連合会

会長 小此木 八郎

国政連絡会会長 坂 井 学

国政連絡会事務局長 島 村 大

### 国への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に對しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

さて、早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「平成31年度 予算要望ヒアリング」においての、貴連盟からの国への要望の回答を県連所属参議院議員 三原じゅん子議員、中西健治議員、島村 大議員が、各省庁より回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られてない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に對し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に對する変わらぬご支援賜りますよう宜しくようお願い申し上げます。

## 回答様式

NO	08-007	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	オンライン服薬指導の危険性について
要望 要旨	処方箋の電子化とオンライン服薬指導を一括りに検討する事は避けて いただきたい。
<p>【回答】</p> <p>○ オンラインによる服薬指導については、本年 11 月 22 日の第 9 回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、検討の方向性として、</p> <p>① 遠隔診療の状況を踏まえ、対面でなくともテレビ電話等を用いることにより適切な服薬指導が行われると考えられる場合について、法令上、対面服薬指導義務の例外を設けることとしてはどうか。</p> <p>② 上記の「例外」の具体的内容については、オンライン診療ガイドラインで規定された要件を参考にしつつ、特区の実証を踏まえ、適切なルールを整備することとしてはどうか（①対面の補完、②緊急対応、③服薬計画等）。そのために、専門家により検討を行うこととしてはどうか。を提示し、御議論いただいたところ。なお、処方箋の電子化と一括りの検討は行っていない。</p> <p>○ 今後、この方向性を踏まえて必要な法改正について、検討を進めていくこととしている。</p> <p>○ なお、医療機関等の組織の認証に関わる基盤整備については、組織認証用 HPKI 電子証明書を発行する認証局の要件など、引き続き検討を進める。</p>	

## 回答様式

NO	08-008	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	社会保険診療報酬支払基金の審査委員数の適正化について
要望 要旨	<p>保険医療のレセプト審査について、社会保険の被保険者レセプトは全国 47 都道府県にある「支部」にて行われている。そのレセプト審査を行う審査委員は 47 支部で同じ定員数となっている。レセプト件数は当然人口に比例するものであり、人口の多い支部にはそれなりの員数を確保する必要がある。社会保障費の適正な支出を目指すためには、審査委員の員数は都道府県の人口比で考えるべきである。</p> <p>また、一支部内の審査委員構成にも問題がある。現在位置支部に 2 3 1 名の審査委員が配置されているが、そのうち調剤審査委員はわずかに 3 名のみであり、その 3 名ですべての調剤レセプトを審査している。(ちなみに神奈川支部では 240 万件前後のレセプトを 3 名で審査している状況である) これは医科、歯科の審査委員数とはあまりにも不整合であり、この是正を要望する。</p>
【回答】	<p>薬剤師の審査委員については、平成 23 年度から入院外レセプトと調剤レセプトの突合点検を開始したことに伴い、薬学的判断を必要とする事例の増加への対応や審査委員会への薬剤師の積極的な参画を図ることを目的として、同年 6 月から委嘱しているところである。</p> <p>調剤審査委員の定数については、委嘱前から各支部に配置していた調剤報酬専門役の業務量調査と、レセプトの電子化によるチェック状況、調剤レセプトに係る再審査の状況、薬学的判断を要する事例の確認状況等を踏まえ、各支部 3 名としているが、支部の規模に応じて審査委員会の所定日数を設定することで調剤レセプトの審査に対応しているものである。</p>

## 回答様式

NO	08-009	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	敷地内薬局の開設許可について
要望 要旨	敷地内薬局の存在は、薬剤師の職能発揮を否定する規制緩和であり、早急に是正するよう要望する。
<p>【回答】</p> <p>1 保険薬局の構造規制については、規制改革実施計画に基づき、保険薬局の独立性と患者の利便性の向上の両立を図る観点から、患者が保険医療機関と保険薬局を行き来する際に公道等を経由することを一律に求めてきた運用を平成28年10月より改めた。</p> <p>2 一方で、保険薬局の独立性の確保の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療機関の建物内に保険薬局があり、当該保険医療機関の調剤所と同形態のものなど、なお一体的な構造と認められるものや、</li> <li>・ 資本関係が実質的に同一であるなど、保険医療機関と一体的な経営を行うもの</li> </ul> <p>については、引き続き保険薬局としての指定を認めないこととしている。</p> <p>3 厚生労働省では、平成27年10月に公表した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能として、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われることを求めており、立地場所にかかわらず、こうしたかかりつけ薬剤師・薬局としての機能が果たされるよう、引き続き、患者本位の医薬分業の実現に取り組んでまいりたい。</p>	

## 回答様式

NO	08-010	要 望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------------------	-----------	-----	-------

件名	保険調剤における控除対象外消費税の扱いについて
要望 要旨	保険調剤を現在の非課税方式からゼロ税率課税に制度変更していただきたい。
<p>【回答】</p> <p>○ 平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 14 日、自由民主党・公明党）において、「医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。」とされたところである。</p> <p>○ 当該大綱を踏まえ、関係団体等との調整を行いながら、平成 31 年度税制改正要望を含め、解決に向けた対応方策を検討しているところ。</p> <p>○ なお、薬局を支援する税制優遇措置としては、平成 28 年度より、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するために医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う「健康サポート薬局」に関して、その取組を支援するため、不動産取得税の優遇措置が設けられている。</p>	

## 回答様式

NO	08-010	要望 団 体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	財務省
----	--------	--------------	-----------	-----	-----

件名	保険調剤における控除対象外消費税の扱いについて
要望 要 旨	診療報酬・調剤報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の解消を要望。
<p><b>【回答】</b></p> <p>控除の対象とならない仕入れに係る消費税については、サービス価格に転嫁していただくことが原則であり、これまで、診療報酬への上乗せにより対応してきたところです。</p> <p>医療に係る課税のあり方については、与党の方針やご議論を踏まえつつ、検討を行うべきものと考えています。</p> <p>(参考) 平成 30 年度与党税制改正大綱 (抄)</p> <p>第三 検討事項</p> <p>6 医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。</p>	

## 回答様式

NO	08-011	要望 団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	-----------	-----	-------

件名	薬剤師法・医師法の法整備について
要望 要旨	薬剤師法には疑義照会義務が明記されているが、医師法には、照会に応じる義務が明記されていない。医師法において照会に応じる義務を明記されるべきである。
<p><b>【回答】</b></p> <p>薬剤師からの疑義の応諾の対応も含めて、薬剤の処方権限及び責任は医師にあることから、医師法上に疑義の応諾の義務を明記する必要はないと思われる。</p>	

日 薬 業 発 第 426 号  
平成 31 年 2 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局地域医療計画課他より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

訪問診療等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。





事 務 連 絡  
平成 31 年 2 月 14 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

平成31年2月13日  
警察庁丁規発第10号

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省老健局振興課長 殿  
厚生労働省老健局老人保健課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

なお、標記については、警察庁交通局交通規制課より、各都道府県警察に対し、改めて周知していることを申し添えます。

**訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内**

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

警察庁交通局 交通規制課